

	<h2>75. ヨット章</h2>	★ 考査員認定	
---	-------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 水泳章を有すること。	水泳章の提示	—
(2) 帆走の原理について説明すること。	口述	—
(3) ヨットを帆装別、及び船体別に分類してその特長を述べること。また、自分が用いるヨットの各部の名称をあげて、その機能を説明すること。	口述	—
(4) 海難防止のための基本的な事項、及び帆走前、帆走中において注意すべき事項について説明すること。	口述	—
(5) 仲間の協力を得て、次のことにより艇を帆走できることを示すこと。 ア 艇を艀装する。 イ ヨット・ハーバーまたは砂浜より発艇する。 ウ ランニング、ピーティング及びリーチングにより、指定されたコースを帆走する。 エ タッキング及びジャイビングにより方向転換する。 オ 艇を止めてアンカーを打つ。 カ ヨット・ハーバーまたは砂浜にもどったときに、すべての用具を点検し格納する。 キ 転覆によって艇から転落した人を救助する。 ク 座礁及び荒天の際にとるべき措置を説明する。	実演	—
(6) 次のことができること。 ア 次のロープ結びができ、その用途を説明する。 スクエアまたはリーフノット(本結び)、クラブヒッチ(巻き結び)、ツーハーフヒッチ(ふた結び)、もやい結び、8の字結び、ムアリングヒッチ(馬つなぎ)、ひとえつぎ、ショートスプライス イ ロープを巻きあげて、正しく収納する。 ウ ロープの端に索端止めをする。それが用いられる理由を説明する。 エ ヨットに用いられるロープの種類と、それに用いられる繊維の種類、長所短所について述べる。	実演	—
(7) ヨットとその用具を手入れし、年間を通じて保管する方法を説明すること。	報告書(活動記録)の提出	・ 報告書には、インストラクターの証印を要する。

※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具(ライフジャケット等)が正しく取り扱えること。